

審 査 基 準

A - b - 3

令和7年4月1日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第5条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14日
申 請 先 : 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 愛知県警察本部生活安全部保安課営業係 電話 (052) 951-1611 内線 3183
備 考 :